

税の申告はお早めに

▼問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358
加古川税務署 ☎079 (421) 2951

2月16日(火)から、所得稅の確定申告と町県民稅(住民稅)、各種保險稅(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(月)までに申告してください。
2月上旬には税務グループの窓口にて「所得稅の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

所得稅

会社員など給与所得の人

《主な収入が給与収入の人》

会社員などの給与収入にかかる所得稅は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納稅が完了しますので、確定申告の必要はありません。

会社員などの給与所得の人でも、次のような人は申告が必要です。

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与を1箇所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える人
- ③ 給与を2箇所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える人

事業所得や不動産所得がある人

《主な収入が給与収入以外の人》

次の各項目に該当する人は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる人
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある人
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した人

申告で稅が還付される人

通常は確定申告の必要のない会社員など給与所得の人でも、次のような人は確定申告をすると所得稅が還付される場合があります。

- ① 令和2年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった人
- ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った人(医療費控除)
- ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた人(雑損控除)

町県民稅(住民稅)

確定申告をする人と、勤務先から現場へ給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。

申告が必要な人

- ① 令和3年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があつた人
- ② 会社員などで、次のいずれかにあてはまる人
 - ・勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人
 - ・給与以外に、家賃や地代、農業などの所得がある人(所得が20万円を超える場合は所得稅の確定申告が必要です)
- ・令和2年中に退職し、その後再就職

医療費控除の申告

医療費控除の申告は、明細書を作成して提出すれば領収証の提出が不要です。

平成29年分の確定申告などから、領収証の代わりに「医療費控除に関する明細書」の添付が必要になっています。

医療費の領収証は、自宅で5年間保存してください。税務署や役場から求められたときには、提示または提出しなければなりません。医療保險者から交付を受けた医療費通知書(健康保險組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

※医療費通知書に記載のない医療費(医療費通知書への反映が間に合わない医療費など)については、「医療費控除に関する明細書」に記載してください。

感染リスク低減のためのお願ひ

毎年、申告書作成会場が大変込み合っております。ご自身で申告書作成が可能な人は、e-taxでの提出や作成済みの申告書を郵送で提出するなどの方法をご検討ください。申告書作成会場に来場する場合は、次のことにご注意ください。

- ・発熱など新型コロナウイルスの症状が疑われる場合は、来場をご遠慮ください
 - ・マスクの着用を必ずお願いします
 - ・入退室される際は、会場入口に設置する消毒液をお使いください
 - ・筆記用具、電卓を持参してください
 - ・短時間の滞在で済むように、医療費控除の明細書や収支内訳書は、来場前に作成してください
- 皆さまのご協力をよろしく願ひいたします。

- ④ 住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした人(住宅借入金等特別控除)
 - ⑤ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした人(住宅耐震改修特別控除)
- ※詳しくは税務署までお問い合わせください。

▼申告時の必要書類

- ・本人確認書類
 - ・ボールペン
 - ・電卓
 - ・認印
 - ・社会保險料の領収書、国民年金保險料・生命保險料・地震保險料の控除證明書など控除に必要な書類
 - ・給与・年金の源泉徴収票
 - ・銀行などの口座番号が分かるもの(還付申告をする人)
 - ・寄附金受領證明書など
- ※ふるさと納稅の寄附金控除については、確定申告をする人はワンストップ特例制度を利用できません。
- 確定申告の際には寄附金受領證明書を必ず添付してください。

▼問合せ 加古川税務署 ☎079 (421) 2951

しなかったため年末調整を受けられなかった人

・所得稅がかからない人で、医療費控除などを受けようとする人

国民健康保險稅

介護保險料

後期高齢者医療保險料

右記の各種保險に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得稅の確定申告または、町県民稅の申告をする人は必要ありません。

所得が少ない人については、負担を軽くするため、状況に応じて各種保險稅(料)が軽減される場合があります。

申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった人も、必ず申告してください。

※町県民稅・各種保險稅(料)とも、申告に必要なものは、所得稅の申告と同じです。

▼問合せ

- ▼町県民稅・国民健康保險稅 税務グループ ☎079 (435) 0358
- ▼介護保險料 保險年金グループ ☎079 (435) 2582
- ▼後期高齢者医療保險料 保險年金グループ ☎079 (435) 2581

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

ニッケパークタウンの申告書作成会場、または播磨町役場で申告する場合は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示をお願いします。次の①～③のいずれかをお持ちください。

- ① マイナンバーカード
- マイナンバーカードだけで、番号確認と身元確認ができます。

- ② 個人番号通知カードと身元確認書類
- ③ マイナンバーの記載された住民票の写し(コピー) または住民票記載事項證明書と、身元確認書類

※身元確認書類とは、運転免許証、公的医療保險の被保險者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1つをご用意ください。

※税務署に郵送などで申告書を提出する場合には、本人確認書類のコピーを同封してください。

※ご自宅などからe-Taxで申告書を送信すれば、本人確認書類の提示およびコピーの提出は不要です。

申告書作成会場のご案内

- 播磨町での申告書作成と申告受付
- ▼場所 役場第2庁舎 3階第2会議室
- ▼期間 2月16日(火)～3月15日(土)
- ・日曜日、祝日を除く
- ▼受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

※受付時間内に受け付けを終えた人のみ、申告書作成を行います。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、混雑状況によっては、入場制限を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

▼申告受付内容 町県民稅、国民健康保險稅、一部の所得稅申告の作成と申告の受け付け

※次の申告については、ニッケパークタウンの申告書作成会場をご利用ください。

譲渡所得(不動産の売買および株式等の売買による所得)など、分離課稅に係る所得、事業所得(1年目)、住宅借入金等特別控除(1年目)、住宅耐震改修特別控除、青色申告、雑損控除、準確定申告、損失申告、令和元年前の申告。

▼申告に際しての注意事項

事業などで収支計算が必要な場合は、必ず収支内訳書を作成させてください(役場では、収支内容についての指導は行っていません)